

岡山県立岡山城東高等学校同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、岡山県立岡山城東高等学校同窓会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、本部を岡山県立岡山城東高等学校内に置く。必要な地区に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦と母校の発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 会員名簿及び会報の発行
- 2 母校の事業の後援
- 3 その他目的達成のため必要と認められる事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

- 1 普通会員 岡山県立岡山城東高等学校を卒業したもの、及び中途転退学者で理事会の承認を得たもの。
- 2 特別会員 岡山県立岡山城東高等学校現旧職員

(会費)

第6条 普通会員は会費として5,000円を納入するものとする。

(身上異動の報告)

第7条 会員は、その住所、氏名、職業などに異動が生じたときは、本会に通知するものとする。

(除名)

第8条 本会の名誉をいちじるしく傷つけた会員は、理事会の議決により除名することができる。

第4章 役員及び推戴員

(役員)

第9条 本会は次の役員を置く。

役員（幹事を除く）は、会員を代表し、理事会において議事を審議する。また、総会に出席する。

- 1 会長（1名）本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長（2名）会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計（1名）経理事務を担当する。
- 4 書記（1名）記録を担当する。
- 5 監査（2名）会計を監査する。
- 6 理事（若干名）事業の企画立案及び遂行にあたる。

執行理事…立候補及び役員の推薦を受け、理事会において承認を得た者。

学年理事…各期に1名ずつ。学年幹事の互選により選出された者。

学校理事…事務局（学校教職員）代表1名

- 7 幹事（若干名）会員を代表し、同期会を中心となって進める。

(推戴員)

第10条 本会は次の推戴員を置く。

- 1 名誉会長（1名）現に母校の校長の職にあたるもの。
- 2 顧問（若干名）本会の発展に特に功労のあった会員中より理事会が推薦したもの。

名誉会長並びに顧問は、本会の重要会務に関してその諮問に応ずる。

(役員を選出)

第11条 本会の役員を選出は、次による。

- 1 会長及び副会長は、理事会において普通会員より選出する。
- 2 執行理事は、立候補及び推薦を受け、理事会において選出する。
学年理事は、学年幹事の互選により選出する。
学校理事は、事務局（学校教職員）の代表1名をあてる。
- 3 幹事は普通会員の互選により、各期より選出する。
- 4 会計及び書記、監査は会長が委嘱する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。補欠による役員任期は、前任期の残存期間とする。

第5章 会議

(会議)

第13条 本会の会議は総会、理事会、幹事会とし、会長が招集する。

(総会)

第14条 本会の定時総会は、毎年1月2日に開き、会務の報告及び必要な事項の協議をする。必要に応じて随時開く事ができる。

(理事会及び幹事会)

第15条 理事会及び幹事会は、必要に応じて随時開くものとし、会務の審議及び執行にあたる。

(議決)

第16条 すべての会議の議決は、出席者（委任状を含む）の過半数によって決定する。

委任状には、議事に対して賛成及び反対、会議の決定に従う等の意思を示すことができる。

第6章 会計

(経費)

第17条 本会の経費には、会費・寄付金その他の諸収入をもってこれにあてる。

(会計報告)

第18条 本会の収支決算は、理事会において承認を得るものとし、定時総会においてこれを報告する。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第20条 本会の支出は、次の事柄にあてられる。

- 1 会員名簿及び会報の発行に関わる経費
- 2 会議費および事務に関する経費
- 3 支部会、同期会などへの補助
- 4 慶弔費
- 5 その他本会の目的に沿う事業

第21条 支部会、同期会を開催する場合、補助額は原則として招待教師の旅費及び運営費の4分の1以内（ただし最高5万円まで）とする。ただし、事前に会長の承認を得なければならない。

第22条 慶弔費は下記により支出する。ただし、特に功労のあった者に対しては別途考慮する。

現職員・現役員（幹事を除く）

死亡 5,000 円

第23条 第20条第5項の事業に対する支出については、原則として事前に理事会において承認を得なければならない。ただし、やむをえない場合（100万円を超えない事業に限る）は、会長及び副会長の事前の承認を得たうえで支出し、次の理事会及び総会において報告するものとする。

第7章 支部活動

（支部の設立）

第24条 支部は会員の多数在住する地域または職場に置くことができる。

第25条 支部設立には、支部会員の名簿を添えて、会長に届け出るものとする。

（運営）

第26条 各支部は毎年1回現状を会長に連絡する。

第27条 各支部の代表は可能な限り幹事がこれにあたる。

第28条 支部の構成員・運営などについては各支部で決定する。

第8章 付則

（会則の変更）

第29条 本会則の変更は、理事会の議決によるものとする。

（会則の施行）

第30条 本会則は令和6年1月3日より改定・施行する。